## 調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

和歌山県 市区町村数

都一市	市	問1			問2-1	問2-2	男	女共同参画に関する条例				男女共同参画に関す 3年4月1日現在で有		30		
府町	区			事	庁	諮	1	 問3-1 有		問3-1 無	·	問4-1 有				問4-1 無
県 コー ド ド	町 村 名	担当課(室)名	所属	務 所 掌	の有無機会議	問機関の有	問3一2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の 状況	問4一2 計画名称	問4-2	計画期間	問4-2 女性活 躍推進 法との 関係	問4-3 計画策 定の 方法	問4-4 現在の 状況
					10	13	3				30					
30 201 和哥		男女共生推進課	1	1	1	1	和歌山市男女共同参画推進条例	2018年6月28日	2018年6月28日		第5次和歌山市男女共同参画推進行動計 画	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
30 202 海 30 203 橋		<u>市民交流課</u> 人権・男女共同推進室	1	2	1	1	橋本市男女共同参画推進条例	2015年9月25日	2015年10月1日	2	第4次海南市男女共同参画基本計画 第3次橋本市男女共同参画計画	2022年4月 2022年4月1日	~ 2027年3月 ~ 2032年3月31日	1	1	
30 204 有日	田市	市民課	1		1	1		20.0   0//20	2010   10/31	0	第4次有田市男女共同参画プラン	2023年4月1日	~ 2028年3月31日		1	
30 205 御坊		人権·男女共同参画推進 室	1	2	0	1				0	第2次御坊市男女共同参画プラン	2014年4月1日	~ 2024年3月31日		1	
30 206 田記	辺市		1	1	1	1				0	第2次田辺市男女共同参画プラン	2014年4月	~ 2024年3月	0	1	
30 207 新語	宮市	人権政策課	1	2	1	0				0	第2次新宮市男女共同参画プラン	2018年4月	~ 2028年3月	1	1	
30 208 紀 0	の川市	人権施策推進課	1	2	1	1				0	第2次紀の川市男女共同参画推進プラン	2018年4月	~ 2028年3月	1	1	
30 209 岩出		市長公室	1	2	0	1				0	第5次岩出市男女共同参画プラン ハーモ ニープラン	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
30 304 紀美	美野町	総務課	1	2	0	1				0	第2次紀美野町男女共同参画基本計画	2017年4月	~ 2027年3月	1	1	
30 341 かっ		教育委員会 生涯学習課	2	2	0	0				0	(かつらぎ町男女共同参画基本計画【第3 次】)	2022年4月	~ 2032年3月	0	0	
30 343 九月		教育委員会 社会教育課	2	2	1	0				0	九度山町男女共同参画基本計画	2023年4月	~ 2033年3月	0	1	
30 344 高野	野町	教育委員会	2	2	0	0				0	高野町男女共同参画基本計画	2019年3月	~ 2028年3月	0	1	
30 361 湯流	浅町	人権推進課	1	2	0	0				0	第3次湯浅町男女共同参画基本計画	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
30 362 広り	川町	総務課	1	2	0	1				0	第2次広川町男女共同参画基本計画	2019年4月	~ 2024年3月	1	1	
30 366 有日		総務課	1	2	0	0				0	有田川町男女共同参画計画~コンチェルト Ⅲ~	2020年4月	~ 2025年3月	1	1	
30 381 美流		総務課	1	2	0	0				0	美浜町男女共同参画計画	2017年4月	~ 2027年3月	1	1	
30 382 日帝	高町	企画まちづくり課	1	2	0	0				0	日高町男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2031年3月31日	1	1	
30 383 由	良町	住民福祉課	1	2	0	0				0	由良町男女共同参画計画	2022年4月	~ 2032年3月	1	1	
30 390 印度		教育課	2	_	0	0				2	印南町男女共同参画基本計画	2021年4月	~ 2026年3月	1	1	
30 391 みれ	なべ町	総務課	1	2	0	0				0	みなべ町男女共同参画基本計画	2016年4月	~ 2026年3月	0	1	
30 392 日帝	高川町	総務課	1	2	0	0				0	第3次日高川町男女共同参画基本計画	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
30 401 白流	浜町	総務課	1	2	0	1				0	白浜町男女共同参画基本計画	2013年3月	~	0	1	
30 404 上音		福祉課	1	2	1	1	上富田町男女共同参画推進条例	2012年9月18日	2012年10月1日		上富田町男女共同参画基本計画	2021年4月	~ 2031年3月	0	1	
30 406 する	さみ町	総務課	1	2	0	0				0	すさみ町男女共同参画基本計画(第2次)	2022年4月	~ 2032年3月	1	1	
30 421 那智	智勝浦町	観光企画課	1	2	0	0				0					0	1
30 422 太均	地町	総務課	1	2	0	0				0	太地町男女共同参画基本計画	2023年4月	~ 2033年3月	1	1	
30 424 古原		住民生活課	1	2	0	0				0	古座川町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~ 2028年3月31日	1	1	
30 427 北山		総務課	1	2	0	0				0					0	0
30 428 串ス	本町	企画課	1	2	1	1				0	串本町男女共同参画基本計画	2020年4月	~ 2030年3月	1	1	ĺ

## <選択肢回答>

所属 1 首長部局 2 教育委員会 庁内連絡会議 1 有

0 無

事務所掌

諮問機関 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課

2 1ではない

1 有 0 無 男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体

0 一体でない

現在の状況 1 策定予定有

0 策定予定無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20	23年4月1日現在	で開設済の施設)								
道 府	区	区	問6-1			問6-	4 所在地等			問6	-3 =⊓	問6.	-5 管	理•』	重営主	三体
府	町									施形	設 能	施詞	设管理	事	業運	
県	村	町											指		指定管理者	7-
		村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単	複 合	直	元 定 を の	直営	定	て の
ド	ド	名								独	台	宮	指定管理者	,   宮	理	他
													_	<del> </del>		=
			2							0	2	2	0 0	2	0	0
									http://www.city.wakayama.							i l
30	201	和歌山市	和歌山市男女共生推進センター	みらい	640-8226	和歌山県和歌山市小人町29番地	073-436-8704	073-432-4704	wakayama.jp/kurashi/kyou dou_jinken_byoudou/10011		0	0		0		,
									28/index.html							
30	202	海南市 橋本市											_	$+\!\!-$	1	
30	204	有田市												+	+	
30	205	御坊市													囗	
30	206	田辺市	田辺市男女共同参画センター		646-0028	田辺市高雄一丁目23-1	0739-26-4936	0739-24-8323	http://www.city.tanabe.lg.jp /danjo/index.html		0	0		0		
30	207	新宮市							, <b>3</b> -,					1_		
30	208	紀の川市												₩	4	
30	209 204	岩出市 紀美野町											+	+	+	
30	341	かつらぎ町												+	$+ \rightarrow$	
30	343	かつらぎ町 九度山町 高野町													$\square$	
30	344	高野町												₩	4	
30	361	湯浅町 広川町											+	+	+	
30	366	有田川町											+	+	+	
30	381	美浜町														
30	382	日高町												┷	igspace	$\perp$
30	383	由良町 印南町											+	₩	+-+	
30	391	<u>印肖町</u> みかべ町											+	+	+	$\overline{}$
30	392	みなべ町 日高川町												1	$\vdash$	
30	401	白浜町														
30	404	上富田町											_	—	igspace	
30	406	すさみ町 那智勝浦町										-+		+-	+	H
30	421 422	<u>那質勝浦可</u> 太地町											+	+	+	$\dashv$
30	424	古座川町											$\dashv$	+	+	$\dashv$
30	427	北山村													$\square$	
30	428	串本町														

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

都市	市	男	女共同参画・	女性のたる	めの総合的	な 施 設	(20	23 -	年 4	月	1 日	現	在	で『	用設	と済の施設)
道区				問6-6 耳	00000000000000000000000000000000000000							問	6-8	主		な事業
府町	区			用常かが数	用非											その他
県村ココ	町	問6-1 名 称	問6一2 設立年月 日	お別の定めが用り期間の定めがに、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ある職員)の定めが開い期間の定めが	問6-7 予算額 (千円)	広報啓発	講座	相談事業	・提供集	苦 情 処理	交流促進	との連携 O	国際交流	調査研究	
	村			員の用(かん)	員の雇の雇用	(111)	発	坐	業	供集	理	進	携 P O	父 流	究	
ドド	名			が <sup>1±</sup>	が任											
		2					2	2	2	2	0	1	0	0	1	
30 201		和歌山市男女共生推進センター	1997年8月1日	5	3	4,702	0	0	0	0		0			0	
30 202	海南市			0	0	0										
30 203	橋本市			0	0	0										
30 204	有田市 御坊市			0	0	0										
30 205	御坊市			0	0	0										
30 206	田辺市	田辺市男女共同参画センター	1997年10月1日	2	7	1,803	0	0	0	0						
30 207	新宮市			0	0	0										
30 208	紀の川市			0	0	0										
30 209	紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度四			0	0	0										
30 304	紀美野町			0	0	0										
30 341	かつらぎ町			0	0	0										
30 343	九度山町			0	0	0										
30 344	高野町 湯浅町			0	0	0										
30 361	湯浅町			0	0	0										
30 362	小大川町			0	0	0										
30 366	有用川町			0	0	0	-									
30 381	有田川町 美浜町 日高町 由良町			0	0	0										
30 382	日宮町			0	0	0		l								
30 383	由良町			0	0	0										
30 390	印南町			0	0	0										
30 301	印南町みなべ町			0	0	0										
30 303				0	0	0		1								
30 401				0	0	0										
30 401	日高川町 白浜町 上富田町			0	0	0										
20 404	<u> 上角口凹</u>			0	0	0		1		$\vdash$						
20 400	すさみ町 那智勝浦町				_			-								
30 421				0	0	0										
30 422	太地町 古座川町			0	0	0		-								
30 424	<u>  白     川   川</u>			0	0	0		ļ	1							
30 427	北山村			0	0	0	-	<b> </b>								
30 428	▮串本町			0	0	0	I									

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言				問5	5首;	長 、自	治	会 長	等(	の 状	況 (20	023年7.	月1日現	在)		
道	区			問7-2		市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府		区	宣		宣			女	+	女	女			女	m <del></del>	女	女	2/4	女	女
		_	言		言	区	女 性	性	市	性	性	村	女 性	性	町	性	性	治	性	性
県	村	町		<u> </u>			市	比	区	副	比		町	比	村	副	比	会	性自治会長	比
	⊐	44	年	宣言名称	の	長	区	率	_	市市	率	長	村	率		时村	率		冶合	率
П	lι	村	月		形	Δ.	区 長 数	(%)	長	区 長	(%)		村 長 数	(%)	長	村 長	(%)	長	長	(%)
ı»	ı»	Ø			445	*-	数	(,,,,	*-	数	(,,,,	<b>%</b> Ь	致	(,,,,	<b>₩</b> Ь	数	(,,,,	<b>米</b> Ь	数	(,,,,
$\perp$	ド	名	日		悲	数			数			数			数			数		
				1		9	0	0.0	10	0	0.0	21	1	4.8	19	0	0.0	3,552	327	9.2
		和歌山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1140	130	11.4
		海南市				1	0	0.0	1	0	0.0							244	22	9.0
		橋本市				1	0	0.0	1	0								110	7	6.4
		有田市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	0	0.0
		御坊市				1	0	0.0	0	_								121	9	7.4
		田辺市				1	0	0.0	2	0								210	11	5.2
		新宮市				1	0	0.0	1	0								159	17	
		紀の川市				1	0	0.0	1	0								199	4	2.0
		岩出市				1	0	0.0	1	0	0.0							396	84	
		紀美野町										1	0	0.0	1	0	0.0	65		3.1
		かつらぎ町										1	0	0.0	1	0	0.0	25		0.0
		九度山町										1	0	0.0	0			12		8.3
		高野町										1	0	0.0	1	0	0.0	66		6.1
		湯浅町										1	0	0.0	1	0	0.0	47		12.8
		広川町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
30	366	有田川町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	1	0.9
		美浜町										1	1	100.0	1	0	0.0	12		8.3
		日高町										<u>l</u>	0	0.0	- 1	0	0.0	21		0.0
		由良町										<u>I</u>	0	0.0	1		0.0	19		
		印南町 みなべ町										I	0	0.0	1	0	0.0	1 34	0	0.0
		日高川町										1	0	0.0	1	0	0.0	79		5.1
												1	0		1	0		66		
30	401	白浜町 上富田町	2013年10月5日	  上富田町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	98		1.0
30	404	工量田町 すさみ町	2013年10月3日	工田山町力久六円穸凹即川旦古								1	0	0.0	1	0	0.0	38		0.0
30	400	那智勝浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	55		1.8
		太地町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	0.0
30	421	古座川町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	6	14.0
30	427	北山村										1	0	0.0	<u> </u>	0	0.0	40	0	0.0
30	422	串本町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	3	0.0 4.2
30	428	中个则										<u> </u>	U	0.0	1	U	0.0	/ 1	3	

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定

- 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査	時点コード	1	2023年4月1日	2	その他

都市	市	目標語	没定の対象であ	る審議会	等の目	標及び	現状値			88.0	111 <del>-1-</del> <del>1-</del> 1-1	\		. # 884	\ 111- <del></del>	<b></b>	T 1 0 0 A 0	=\1-#		問9	9-1		T					
道 区 府 町	区	問8	3-1		₽ T	問8-2			問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲				12条の3)に る登用状況				3180余の ける登用 <sup>3</sup>		(再掲)市町 <sup>;</sup> 議(委員(	村防災会 のみ)	(再掲) 議(:	市町村防災 会長を含む)	<del>一</del> 会		語	査時点コード		
県 コ ー ド	町 村 名	目 標 値 (%)	目標達成期限	会生	ち女生委員	総委員		女 性 比 率 (%)		審議会等数	うち女性委員を含む数		女等   性数   委	女生	うち女性委員	総委員数	うち 等数 生委員	女 性 比率 (%)	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち 女性 委員 (%	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:   -   その他	問9 地方 自治法(の 3)に基会の (な審議会で を おけい。 を おけい。 を おけい。 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	その他	問10 地 方第180条 の5)に委 で く 等 に る 登 に る と の た が り に り に り に り に り に り る た り に り る た り た り た り た り た り た り た り た り た り	その他
				514	405	8,264	2,399	29.0		603	467	8,724	2,273	6.1 1	3	82 89	3 122	2 13.7	614	59 9.6	638	59 9	.2					
	小計									598	462	8,601	2,232	6.0 1	3	82 89	3 122	2 13.7										
30 201	和歌山市	40.0	2027年3月	75	68	1,350	440	32.6	地方自治法第202条の3に該当する審議会等、第180条の5に該当す る委員会等	69	63	1,309		3.2	6	5 4	2 6	14.3	40	8 20.0	41	8 19	.5 2	2023年5月1日	2	2023年5月1日	2	2023年5月1日
30 202	海南市	40.0	2027年3月	38	34	788	260	33.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等と要綱等により設置されて いる審議会	32	29	717	231	2.2	6	4 3	3 6	18.2	25	6 24.0	26	6 23	.1 1		1			
30 203	橋本市	45.0	2032年3月	50	40	882	249	28.2	法律、条例、規則、規程、要綱に基づき設置されている審議会等で、 その担当する事項について調停、審査、審議、調査を行うもの。ま た、調査時点に委嘱・任命しているもの。	35	30	692	197	8.5	6	2 3	0 4	13.3	46	4 8.7	47	4 8	.5 1		1		1	
30 204		45.0	2025年3月	61	50	928		36.6	地方自治法第202条の3、第180条の5及び規則、要綱等により設置された委員会、協議会を含む。	13	12	139	29 2	0.9	6	3 3	0 4	13.3	14	2 14.3	15	2 13	.3 1		1		1	
30 205		50.0	2024年3月	31	25				法律、条例により設置している委員会等	29		484	111 2		6		0 3	3 10.0	38	3 7.9	39		.7 1		1		1	
30 206		34.0	2026年3月	64					条例、規則、要綱等により設置されている懇話会会議等 法令・条例に基づき設置されている審議会等	37	_		125		6		6 6	16.7	37	7 18.9	38		.4 1		1		1	
<ul><li>30 207</li><li>30 208</li></ul>		30.0 35.0	2028年3月 2028年3月	74	15 45	238 1,054			地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会	18 68	1	1,020		5.2 4.8	6	2 3	9 7 4 3	7 24.1 3 8.8	29	<ul><li>0 0.0</li><li>6 20.7</li></ul>	30	6 20	.0 <u>1</u>		1 1		1	
30 209	岩出市	35.0	2027年3月	30	26	417			地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	30	26	417	135	24	6	3 3	5 5	5 14.3	32	3 9.4	33	3 (	.1 1		1		1	
30 304		19.6	2022年3月 (目標値達成 まで期限延	19	15		51		地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	19					5		7 2	2 7.4	30	2 6.7			.5 1		1		1	
	/ - > 1èm-		長)												_										<u> </u>			
	かつらぎ町 九度山町									18		229 112	54 2 30 2		6	_	9 3	3 10.3 1 12.9	19	0 0.0 1 6.7	20		.0 1		1 1		1	
30 344					+	+				7	5	103	21 2		6	_	7 4	1 14.8	19	2 10.5	20		.0 1		1		1	
30 361		40%以上 60%以下	2027年3月	11	8	114	20	17.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	11	8	114		7.5	5	2 2		9.1	0	0 0.0			.5 1		1		1	
30 362	広川町	40.0	2024年3月	5	4	45	10	22.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	5	4	45	10 2	2.2	6	2 3	2 3	9.4	15	1 6.7	16	1 6	.3 1		1		1	
30 366		30.0	2024年3月	18	9	227	55	24.2	地方自治法第202条の3	18	9	227	55 2		5		2 4	7.7	6	0.0	7		.0 1		1		1	
30 381										11	8	117		7.9	5		5 3	12.0	20	0.0	21	<del>                                     </del>	.8 1		1		1	
30 382										6	4	70		1.4	5		6 3	11.5	17	1 5.9	18		.6 1		1 .		1	
30 383						$\longrightarrow$				2	1	24 92		8.3	5	_	0 7	23.3	14	0 0.0	15		.0 1		1 1		1	
30 390 30 391					-+	$\longrightarrow$				10	6	92 131		6.3 6.6	5		6 5	5 19.2 6 18.8	17	2 8.0 2 11.8	26 18	2 1	.7 1	+	1 1		1	
30 391				<del></del>	$\dashv$	$\overline{}$				7	5	131 67		6.4	5	_	8 3	3 10.7	15	0 0.0	16		.0 1	+	1 1		1	
30 401					-+	$\overline{}$				15	12	226	58 2		5		7 2	2 5.4	21	1 4.8	22		.5 1		1 1		1	
30 404	上富田町					_ †				20		194	45 2		5		8 3	3 10.7	17	3 17.6	18		.7 1		1		1	
30 406	すさみ町									41	26	376	89 2		5	1 2	3 2	2 8.7	0	0.0	0	0 (	.0 1		1		1	
30 421	那智勝浦町									21	14	209		5.3	5	4 3	0 5	16.7	24	0.0	25		.0 1		1		1	
30 422										8	6	63		9.0	5	_	9 5	26.3	14	0.0	15		.0 1		1		1	
	古座川町									8	8	80		1.3	5		1 5	23.8	21	3 14.3	0		.0 1	1	1 1		1	
30 427		40.0	0000 7 0 7			200		15.0	₩七白海汁202名の21-甘ベ/壺譯스	3	1	15		3.3	5		7 4	23.5	5	0 0.0	5		.0 1		1 1		1	
30 428	<b>甲</b>	19.8	2030年3月	20	14	329	50	15.2	地方自治法202条の3に基づく審議会	20	ıj 14	329	50	5.2	5	3 3	2 3	9.4	20	2 10.0	21	2  9	.5 1		1 1		1	I

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	市	市																												—
		112									เ⇔ก÷	<b>+ 色 </b>	ファギ	<u></u>	BB 0 +	ᆹᆂᇰ	:+ /左:0/	00冬の2	\	8810	₩十亡:	<u>ኔ</u> :+/፳፫₁	00 <b>አ</b> ጥ ቦ	-\ <i>1-</i> #	(再掲)			(再掲)		
道	区	区	目相	票設定の対象	である	審議会等	の目標	及び現状	値	日標部 	え正のメ	引家じめ 範囲	る番譲	芸寺の				02条の3 る登用状			地力日况 委員会等				市町	村防災		市町	村防災会	
府	町	K										,,,,			,			0 == /	****			, , , ,	0 == / #	, ,,,,,	( ]	委員のみ	<b>k</b> )	(会	会長を含む	(دُ
		m <del>-</del>																I			Ι								$\overline{}$	
県	村	町	目	В	審	うち	松公	うち	女						審	うち	松	うち	女	委	うち	松	うち	女	松	うち	女	<b>4</b> 42	うち	女
	⊐		標	目標	議	女を	総委員	女等	性						議	女を	総委員数	女等	性比率	委員会等	女性会に	総委員	女等	性	総委員数	女数	女性	総委員	女数	性
	п	村	値	標 年 度	会等	性含   季む	員	性数	比率						会 等	性含	員	性数 委	<u></u>	等	性含	員	性数 委	比率	員	性委員	比率	員	性 委 員	比 率
			(%)	及	数	女性委員	数	委員	(%)	/					数	女性委員 を含む数	剱	員	(%)	数	員数	数	員	(%)	釵	員	(%)	数	員	(%)
۴	ド	名																												
															5	5	123	41	33.3	0	0	0	0							
		和歌山市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		海南市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	$\setminus$					
	_	橋本市					$\angle$								2	2	63	17	27.0	0		0	0	0.0	$\angle$	$\angle$				
		有田市									_	/			0	0	0	0	0.0	0	-	0	0	0.0						
	_	御坊市			/				/		_		/		2	2	50	17	34.0	0	0	0	0	0.0				$\angle$		
		田辺市			/				/		_		/		1	1	10	7	70.0	0	0	0	0	0.0						
	_	新宮市									_	/			0	0	0	0	0.0	0		0	0	0.0						
		紀の川市									_				0	0	0	0	0.0	0	_	0	0	0.0	-			$\sim$		
		岩出市									-				0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	$\leftarrow$					$\leftarrow$
		紀美野町 かつらぎ町		$\overline{}$							$\overline{}$				0	0	0	0	0.0	0		0	0	0.0						
	_	九度山町		-							$\overline{}$				0	0	0	0	0.0	0		0	0							
	_	高野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	_	湯浅町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0							
	_	広川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		有田川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美浜町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日高町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		由良町	$\setminus$												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	$\setminus$			$\setminus$		
		印南町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	_	みなべ町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	_	日高川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	_	白浜町									/_				0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	$\angle$					
	_	上富田町									/				0	0	0	0	0.0	0		0	0	0.0	$\angle$					
	_	すさみ町									/				0	0	0	0	0.0	0		0	0	0.0	$ \angle $					
	_	那智勝浦町													0	0	0	0	0.0	0		0	0	0.0	$ \angle $					
	_	太地町									/				0	0	0	0	0.0	0		0	0	0.0	$ \angle $					$\langle \rangle$
	_	古座川町									/				0	0	0	0	0.0	0		0	0	0.0	$\prec$					
		北山村									/				0	0	0	0	0.0	0		0	0					/		
		串本町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

調査時点コード 1 2023年4月1日 2 その他

都一市	市																		1												1					<u> </u>	
道区	""								問11-1 管	「理職の在職 	状況											問11-	-2 職務.	上の地	位別職員在	E職状況				問11-2	問11-	-5 本庁 <i>の</i>	D防災·危機	管理部局/	への配置状態	況	問11-5
府町	区			うちー	-般行政職			うち	一般行政職				ち一般行政	職			うち-	一般行政職				うち	ち一般行政耶	職			うち-	一般行政職	調査		防	うち		う <u>ち</u> 管	理職数	調 査	
県村	町	管理	うち女	管	女	部  う <sup>‡</sup>	ち   3		うち 女	次 長 うち		女性次	うち	女	課 うた	5 女 性	課	女	長補	うち	女性	課長 [	うち	女	係 長	女 性	係「	 うち 女	時点	その他	災部 ・局 危職		女 性	うち	女	時	その他
	村	職総	女理 比性職 率		)ち   性 女理   比 性職   率	相当	<u> </u>	軽 相	女 比 率	相女	<u> </u>	比相料	女性	比率		女 比 性 率	相出当	女性比率	佐相	女 性	比率	Ħ 佐 相	女性	比索	相 女当 性	: 比 率	日相出	女 比 率	 □	との他	機員管数	女 性 粉	比 率		女 比 率		2001区
	名	数	数数		章 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	職	数 (9	%) 当職	数 (%)	職数	τ (	(%)	数	(%)	職	数 (%)	職	数 (%)	当職	数	(%)	当職	数(	(%)	職 数	(%)	職	数 (%)	 		理	30	(%)	3	数 (%)		
		1,129	211 18.7	761	99 13.0	132	20 1	5.2 86	10 11.6	100	11	11.0 79	7	8.9	897	180 20.	596	82 13.	3 974	292	30.0	588	126	21.4	1,907 6	33.3	1,104	275 24.9			167	7 16	9.6	34	1 2	.9	
30 20	和歌山市	174	24 13.8	132	20 15.2	14	3 2	21.4 11	2 18.2	41	2	4.9 32	2	6.3	119	19 16.0	89	16 18.	147	25	17.0	97	17	17.5	369	72 19.5	239	35 14.6	1		29	9 3	10.3	5	0 0	.0 1	
	海南市	89	22 24.7		2 5.9	23		26.1 5	1 20.0		0	0.0 0	0	0.0	65	16 24.0		1 3.			20.6	25	1	4.0	128	41 32.0		11 20.0	1		6	6 1	16.7	1	0 0	.0 2	2023年6月1日
	橋本市	77	17 22.1	48	10 20.8	11	2 1	8.2 9	2 22.2	8	2	25.0 6	2	33.3	58	13 22.4	1 33	6 18.	2 41	6	14.6	33	5	15.2	66	10 15.2	41	9 22.0	1		6	6 1	16.7	2	1 50	.0 1	
30 204	有田市	58	15 25.9	36	6 16.7	11	3 2	27.3 8	2 25.0	0	0	0.0	0	0.0	47	12 25.	5 28	4 14.	3 0	0	0.0	0	0	0.0	93	31 33.3	49	16 32.7	1		4	4 0	0.0	0	0 0	.0 1	
	御坊市	37	8 21.6	3 27	5 18.5	5	0	0.0	0 0.0	0	0	0.0	0	0.0	32	8 25.0	24	5 20.	3 47	12	25.5	22	5	22.7	117	44 37.6	58	13 22.4	1		6	6 0	0.0	1	0 0	.0 1	
30 206	田辺市	149	21 14.1	104	8 7.7	24	2	8.3 20	2 10.0	0	0	0.0 0	0	0.0	125	19 15.	2 84	6 7.	1 0	0	0.0	0	0	0.0	212	45 21.2	125	26 20.8	1		8	3 1	12.5	2	0 0	.0 1	
	新宮市	113	22 19.5		6 11.3	14	1	7.1 11	0 0.0	11	2	18.2 5	0	0.0	88	19 21.0	37	6 16.	2 81	33	40.7	39	13	33.3	210 1	23 58.6	75	27 36.0	1		5	5 1	20.0	1		.0 1	
	紀の川市	77	18 23.4		7 11.5	14	1	7.1 12	0 0.0		5	17.9 25	3	12.0	35	12 34.		4 16.			50.8	34	13	38.2	51	9 17.6		8 17.8	1		14	4 0	0.0	4		.0 1	
	岩出市	36	8 22.2	+ +	5 18.5	9		1.1 7	1 14.3	+ + + -	0	0.0 4	0	0.0	23	7 30.4		4 25.		24	43.6	34	10	29.4	68	36 52.9		15 41.7	1		5	5 0	0.0	1		.0 1	
	紀美野町	14	1 7.1		0.0	0		0.0 0	0 0.0		0	0.0 0	0	0.0	14	1 7.		0 0.		4	36.4	3	0	0.0	47	12 25.5		7 25.0	1		3	3 0	0.0	0		.0 1	
	かつらぎ町		2 8.0		2 8.0	0		0.0 0	0 0.0	+ + + -	0	0.0 4	0	0.0	21	2 9.		2 9.	+ +	<del>- 1</del>	42.1	19	8	42.1	59	16 27.1		16 27.1	2	2022年4月1日	5	5 0	0.0	0		.0 1	
	九度山町	14	1 7.1		1 8.3	0		0.0 0	0 0.0		0	0.0 0	0	0.0	14	1 7.		1 8.		4	25.0	13	2	15.4	14	3 21.4	_	2 18.2	1		3	3 0	0.0	1		.0 1	
	高野町	15	4 26.7		3 25.0			0.0 0	0 0.0		0	0.0 0	0	0.0	15	4 26.	_	3 25.		7	43.8	14	7	50.0	24	9 37.5		8 42.1	1		3	3 1	33.3	1		.0 1	
	湯浅町	12			1 10.0	0		0.0 0	0 0.0	+ + + -	0	0.0 0	0	0.0	12	1 8.3		1 10.			22.2	9	1	11.1	35	17 48.6	_	12 48.0	1		12	2 3	25.0	3		.0 1	
	広川町	14	3 21.4		1 9.1	0		0.0	0 0.0		0	0.0 3	0	0.0	11	3 27.		1 12.			37.5	17	2	11.8	46	22 47.8		11 35.5	1		1	1 0	0.0	0		.0 1	
	有田川町	40	13 32.5		6 23.1	0		0.0 0	0 0.0		0	0.0 0	0	0.0	40	13 32.		6 23.			30.8	32	6	18.8	49	16 32.7		9 23.1	1		9	9 3	33.3	1		.0 1	
	美浜町	17	5 29.4		3 21.4	0		0.0 0	0 0.0	<del>1                                    </del>	0	0.0 0	0	0.0	17	5 29.4		3 21.			57.1	13	4	30.8	21	6 28.6	_	4 25.0	1		8	3 2	25.0	2		.0 1	
	日高町	11	2 18.2		1 10.0	0		0.0 0	0 0.0	+ + + -	0	0.0 0	0	0.0	11	2 18.		1 10.		11	37.9	24	8	33.3	15	5 33.3		1 10.0	1		1 1	1 0	0.0	0		.0 1	
30 383	由良町 印南町	9	1 11.1		1 11.1	0		0.0 0	0 0.0	<del>1                                    </del>	0	0.0 0	0	0.0	9	1 11.		1 11.		0	0.0	4	0	0.0	0	0 0.0		0 0.0	1		4	1 0	0.0	3		.0 1	
		8	1 12.5		1 12.5	0		0.0 0	0 0.0	<u> </u>	U	0.0 0	0	0.0	8	1 12.		1 12.		0	0.0	8	0	0.0	16	5 31.3		5 31.3	1		1 3	3 0	0.0	U		.0 1	
30 39	みなべ町	15	0 0.0		0 0.0			0.0 0	0 0.0		U	0.0 0	0	0.0	15	0 0.0		0 0.			34.1	30		23.3	34	18 52.9		7 41.2	1		3	ا ا	0.0	1		.0 1	-
30 392	日高川町 白浜町	23			3 17.6			0.0 0	0 0.0		U	0.0 0	U	0.0	23	7 30.4		3 17.			29.8	33	3	9.1		28 51.9		12 40.0	- 1		4	1 0	0.0	- 1		.0 1	-
30 40	日浜町 L宮田町	14			0 0.0			0.0 0	0 0.0		U	0.0 0	U	0.0	14	0 0.0		0 0.			22.9	19	3	15.8	52	16 30.8		9 40.9			8	5 0	0.0	- 1		.0 1	+
30 404	上出出門	11	4 36.4		2 28.6			0.0 0	0 0.0		U	0.0 0	U	0.0	11	4 36.4		2 28.			33.3	/		14.3	21	8 38.1		2 14.3	1		2	2 0	0.0	U		.0 1	-
30 400	上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町	18 Et 10	2 11.1		1 9.1	U		0.0 0	0 0.0		0	0.0 0	U	0.0	18	2 11.		1 9.			35.0	10	2	22.2	3	3 100.0		0 0.0	1		1 0	) O	0.0	U		.0 1	<del> </del>
30 42	# 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	шј 19	2 10.5		1 9.1 0 0.0	U		0.0 0	0 0.0		0	0.0 0	U	0.0	19	2 10.		1 9.			21.7	13	3	23.1	44	17 38.6 1 25.0		2 13.3 0 0.0			6	0	0.0			.0 1 .0 1	
30 422	大成山町	11			0 0.0				<del>                                     </del>		0		U		11	0 0.0		0 0.			28.6	11	1	9.1	17	9 52.9	10					1 0		0		_	
30 424	中海川町	- 11	2 18.2		2 22.2	7		0.0 0	0 0.0		0	0.0 0	0	0.0	11	2 18.		2 22.		3	23.1	11		9.1	1/			5 41.7	1			1 0	0.0	0		.0 1	+
30 42	ル山竹	17	1 14.3		•	/		4.3 0	0 0.0		0	0.0 0	U	0.0	17	0 0.0		0 0.		'	50.0	1 1	1	100.0	20	0 0.0		0 0.0	1			2 0	0.0	1			+
30   428	串本町	17	4 23.5	9	1 11.1	0	U	0.0	0 0.0	0	U	0.0	0	0.0	17	4 23.	9	1 11.	1 40	9	22.5	14	2	14.3	38	13 34.2	17	3 17.6	1		6	o  0	0.0	1	U  0	.0 1	

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)

都市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査		
道区区府町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問12-2 問12-1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1. を 選択した場合、 出産に係る産前 産後期間の明記 はあるか。	問12-4   問12-5   問12-6   問12-6   問12-6   問12-1で1. を選択した場合、休   問12-5で1. を選択した場合   問12-1で1. を選択した場合   既期間の報酬について減額の規定 はあるか。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠て、以下の事由について1~4のいずれかてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないか上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、領も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、領しい。(2及び3の場合を除く。)	か一つに〇をつけ。 が、解釈又は運用 解釈又は運用上
コ コ ー ー ド ド	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	議会名	が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	間を明記した規定がある。	1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	配偶者 の 出産 育児 看護 介護	疾病 その他
	9	1の合計	28	0	26	0	26 26 26 26	26 22
	2	2の合計 3の合計	1	25 1	2	28 0	0 0 0 0	0 0
	12 和歌山市職員旧姓使用取扱要綱	4の合計	1	2		和歌山市議会会議規則	2 2 2 2	1 5
30 201 和歌山市	第3条 次に掲げる要件を満たす文書等であって、別表に掲げるもの以外のものは、 旧姓を使用することができる。ただし、職員証にあっては、戸籍上の氏を併記する場合に限り、旧姓を使用することができる。 (1)法令、条例等の規定に反しないこと。 (2)職務遂行上又は事務処理上支障があると市長が認めるものでないこと。	和歌山市議会	1	2	1	第2条 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出て、欠席することができる。	1 1 1 1	1 1
30 202 海南市	4	海南市議会	1	2	1	海南市議会 会議 規則 第2条 2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠 にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1 1
30 203 橋本市	2	橋本市議会	1	2	1	橋本市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 1 1 1	1 1
30 204 有田市	2	有田市議会	1	2	1	有田市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産日の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ る。		1 1
30 205 御坊市	3	御坊市議会	1	2	1	御坊市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(胎児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの 範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 1 1 1	1 1
30 206 田辺市	2	田辺市議会	1	2	1	田辺市議会会議規則  (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。  2 第92条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内	1 1 1 1	1 1
30 207 新宮市	新宮市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備 するため、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)により戸籍 上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	新宮市議会	1	2	1	において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。  新宮市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 1 1 1	1 1
30 208 紀の川市	紀の川市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	紀の川市議会	1	2	1	紀の川市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1 1 1 1	1 4
30 209 岩出市	岩出市職員の旧姓使用に関する訓令 第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、旧姓が専ら組織内部で使用 され、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓使用について承認するものとす る。	岩出市議会	1	2	1	岩出市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出て、欠席することができ る。	1 1 1 1	1 1
30 304 紀美野町	2	紀美野町議会	1	2	1	紀美野町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産 予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8 週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に 欠席届を提出することができる。	1 1 1 1	1 1

都市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 高	両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査		
道区区府町町	問11-3及び4 職員の通	<b>通称又は旧姓の使用を認めていますか。</b>		問12-1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択し問12-1で1. た場合、取得することが 可能な休業期間は、次 のうちどれか。 出産に係る産業 産後期間の明 はあるか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。   暇期間の 前	1で1. を選択した場合、休 問12-5で1. を選択した場合 D報酬について減額の規定 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観察で、以下の事由について1~40でください。 1. 個別の各事由を明記した規定。個別の各事由を明記した規定と認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定と認めている。 4. 個別の各事由を明記した規定を認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定を認めていない。	Dいずれか一つに〇をつけ 定がある。 定はないが、解釈又は運用 定がなく、解釈又は運用上
	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2. なし 3. そのf	他その他具体例	配偶者 の 出産 電機の 育児 看護	家族の 疾病 その他
ド ド 名						かつらぎ町議会会議規則			
30 341 かつらぎ町	4		かつらぎ町議会	1	2 1	第2条 2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1	1 1 1
30 343 九度山町	4		九度山町議会	1	2 2	高野町議会会議規則		1 1 1	1 1 1
30 344 高野町	4		高野町議会	1	3 1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1	1 1 1
30 361 湯浅町	2		湯浅町議会	1	2 1	第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から 当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1 1 1	1 1 2
30 362 広川町	2	有田川町職員旧姓使用取扱要綱	広川町議会	1	2 1	広川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 有田川町議会会議規則	2	1 1 1	1 1 1
30 366 有田川町	1	(承認) 第3条 職員は、町長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反せず、職務遂行 上又は事務処理上 支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	有田川町議会	1	2 1	第2条第2号 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1	1 1 1
30 381 美浜町	4		美浜町議会	1	2 1	(欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあたっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。日高町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する規則	2	1 1 1	1 1 1
30 382 日高町	4		日高町議会	1	2 1	第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1 1 1	1 1 4
30 383 由良町	4		由良町議会	3		印南町議会会議規則		4 4 4	4 4 4
30 390 印南町	4		印南町議会	1	2 1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1 1 1	1 1 4
		みなべ町職員旧姓使用取扱要綱	-			みなべ町議会会議規則			
30 391 みなべ町		第3条 職員は、町長の承認を受けて、法令、条例等の規定に反せず、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	みなべ町議会	1	4 1	第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席	2		1 1 1
30 392 日高川町	4		日高川町議会	1	4 2	届を提出することができる。	2	2 2 2	2 2 4
30 401 白浜町	4		白浜町議会	1	2 1	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは出産 予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後 8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議 長に欠席届を提出すること		1 1 1	1 1 1
30 404 上富田町		上富田町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第1に、旧姓を 使用することができない文書等の基準及びその例は別表第2に掲げるとおりとする。	上富田町議会	1	2 1	上富田町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1	1 1 1

如 士 士			1							$\overline{}$
都市市市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立	支 援 体 制 に 関 す る 調	査	
道区			問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7	
			議員の出産を欠席事由と	問12-1で1. を選択し	問12-1で1. を	問12-3で1. を選択した場合	問12-1で1. を選	問12-6 択した場合、休 問12-5で1. を選択した場合	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につし	
区	  問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		して明記した規定(座体を   含む)があるか。	バスライス 取得することが 可能な休業期間は、次	選択した場合、   出産に係る産前	問12-4 問12-3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	吸期间の報酬につ	いて減額の規定 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の事由について1~4のいずれか一つに〇をつてください。	דוכי
府町	同日一3次の4 職員の通称文は旧姓の使用を認めていますが。			のうちどれか。	産後期間の明記はあるか。				1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は選	·潘田
					はめるか。				上認めている。	
		/							3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用も認めていない。	月上
│県│村│ 町 │ │ │									4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例が	バな
									い。(2及び3の場合を除く。)	
	1. 明記した規定があり、 左記で、1. を選択した場合 認めている。 該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない	1. 労働基準法65条の	1. 産前産後期間を明記した期		1. あり 2. なし			
	2. 明記した規定はない		が、運用上認めている。	lt.v.	定がある。		3. その他	の他具体例		
村	が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、		3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。	2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の	2. 産前産後期   間を明記した規				配偶者   家族の   家族の   オカ   コ	- 61
	運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、	議会名	4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長	定はない。				配偶者   家族の 家族の   家族の   家族の   疾病   その   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	の他
	過去に使用した事例も判		週五に事例がない。	L1°						
タ	断したこともない。			4. 期間の定めはない。						
						すさみ町議会会議規則				
						〇すさみ町議会会議規則				
						昭和49年3月30日 議会規則第1号				
						第1条(略)				
						(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の				
30 406 すさみ町	2	すさみ町議会	1	2	1	やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま	2		4 4 4 4 2 1	1
						でに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日				
						の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を 経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席				
						届を提出することができる。				
						第3条~第129条 (略)				
						附 則 (略)				
						那智勝浦町議会会議規則				
						第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出				
30 421 那智勝浦町	3	那智勝浦町議会	1	2	1	産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ	2			1
						議長に欠席届を提出することができる。				
						太地町議会会議規則				
						第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の				
30 422 太地町	4	太地町議会	1	2	1	やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のた	t- 2		1 1 1 1 1	
						め出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を				
						明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				
	古座川町職員旧姓使用取扱要綱					古座川町議会会議規則				
30 424 古座川町	第2条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行		1	2	1	第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予				1
30 424 日座川町	1 上または事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	口座川町議会	1	2	'	定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に				'
						欠席届を提出することができる。				
30 427 北山村	4	北山村議会	4			串本町議会会議規則	+ +			
	   第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反せず、職務					(欠席の届出)				
	遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。					第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時				
30 428 串本町	1	串本町議会	1	2	1	刻までに議長に届け出なければならない。	2			1
						2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間	1			
						を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 席届を提出することができる。	۲			

調査時点 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)

都 市	市				市区町村議会	の 議 員 の 両 立	支 援 体 制	に 関 す る	調査			地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドライン 含む)における具体的な役割
道区町町		問12-8 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する 議員向け研修を除く。) を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する 議員向け研修を行っている すか。	問12-14 当該研修において、令和4 ま年4月に内閣府が公表した 教材動画「政治分野におけ るハラスメント防止研修教 材」を利用している又は利 用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関するほ 修(ハラスメント防止に関 るもの以外)を行っていま すか。	問12-16 研 議会において、通称又は旧 す 姓の使用を認めています す か。	問12-17 問12-18 問12-16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。 に対していることがあればご記入ください。	問13 問13-1 D 男女共同参画担当部 左記で、1. を選択した場合 5 局又は男女共同参画 センターの具体的な 役割が明確に位置づけられているか。
県	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供 がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	取り組む予定もない。 	に1 する議員のけれる 定等)がある 定等)がある を設置している を設置している を設置している を設置している その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、 行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行 う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらす、今後行う研修で利用する予定もない。	2. 行っていないが、今後取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない 取が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)
		0 1 0	0 2 0	4 5 20	2 0 2		4 3 21	1 4 2	5 23	2 3 0		5 21 1
		28	27							24		地域防災計画(総則・予防計画)
30 201 7	和歌山市	4	4	3			3		3	4		1 第1編 第1章 第3節 第4項 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組 海南市地域防災計画
30 202 3	毎南市	4	2	3			3		3	4		【女性や子どもに配慮した防災対策の強化】 別、年齢、障害の有無、家族構成や就労状況 よって必要とされる支援が異なるため、ニース の違いやそれぞれの視点に考慮しながら、要 慮者支援がより効果的に行われるよう、平時 活動を通じ、防災対策の強化に努めます。ま た、被災時における女性や子ども、乳幼児に 分配慮するよう啓発に努めます。
80 203 ‡	喬本市	4	4	3		有田市議会議員政治倫理条例第3条第1項第	3		3	4		2
30 204 7		4	4	1	1	2号 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又 圧力をかける行為をしてはならないこと。	1	3	3	4		2
30 205 1	卸坊市	4	4	3			3		3	4	田辺市議会議員の通称名等の使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、田辺市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令第88条第8項及び9項	
30 206 E	丑辺市	4	4	3			3		3	1	に、、公職選挙法配刊で、第58年名人以下 「通称名」という。)の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により 戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名使用届(様式第1号)を議長には出し承認を得なければならない。 2 談長は、前項の届出の提出があった場合にお、送長に提出し承認を得なければならない。 2 談長は、前項の届出の提出があった場合にお、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。 3 第1項に規定する届出については、市議会議員一般選挙後初場全後初議争の招集日まで(補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日まで(の間で、議会事務局長が定めた期限までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏を使用しようとする場合は、この限りではない。 (通称名等の使用廃止) 第3条 議員は、通称名等の使用を廃止しようとするときは、通称名等使用廃止届(様式第2号)を議長に提出しなければならない。 2 前項の届出があったときは、前条の承認はその効力を失う。(使用の責務) 第4条 通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、常に市民や職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 附則 この規程は、平成29年5月26日から施行する。	
0 207 ई	新宮市	4	4	1	1	新宮市政治倫理条例 第4条第2号 その地位を利用して嫌がらせ、 制、圧力その他人権を侵害するおそれのある			3	4	この元程は、千成29年3月20日から旭刊する。	2
0 208 #	紀の川市	4	4	1	内閣府男女共同参画局作成の「政 治分野におけるハラスメント防止研 修教材」について周知した。	為をしないこと。	3		3	2		2
30 209 5	岩出市	4	4	1	ハラスメント防止に関する書籍を購入し、議会図書室に設置。全議員 に周知した。		1	1	1	4		出市地域防災計画   岩出市地域防災計画   2 事務分掌 部:広報部 班:広報班 担当(時の課等):市長公室 事務分掌:避難所等に
30 304 \$	紀美野町	4	4	2			2	2	2	2		おける男女共同参画に関すること。
0 341 7	紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町	4	4 4	3			1 3	2	3	2 4		2 2

都市市市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査									地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道区	問12-8 問12-9	問12-10 問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
	議員の利用することので 議員の利用することのできる授乳	問12-10 問12-11 室等が議 議会におけるハラスメン 問12-10で1. を選択した場合、行っ	ている取組みは、次のう問12-11で、1. を選択した場合	ハラスメント防止に関する	当該研修において、令和4	男女共同参画に関する研	議会において、通称又は旧	問12-17 問12-16で、1. を選択した場合	政治分野の男女共同参画の	男女共同参画担当部	左記で、1. を選択した場合
区	きる保育施設等が議会に 会に設置または提供されているか	ゝ。 ト防止に関する取組(ハ ちどれか。	該当部分の条文(本文)を記入してくださ	議員向け研修を行っていま	年4月に内閣府が公表した	と修(ハラスメント防止に関す	姓の使用を認めています	該当部分の条文(本文)を記入してください。	ために実施していることがあ	局又は男女共同参画	該当部分の規定を記入してください。
	設置または提供されてい	ラスメント防止に関する	l,°	すか。	教材動画「政治分野におけ	ナるもの以外)を行っていま	か。	い。	ればご記入ください。	センターの具体的な	
府一町	るか。	議員向け研修を除く。)			るハラスメント防止研修教	すか。				役割が明確に位置づ	
		を行っていますか。			材」を利用している又は利					けられているか。	
					用する予定はありますか。						
┃県┃村┃ 町											
	1. 人員及び場所の設置 1. 専用の場所が設置されている。	。(常設) 1. 行っている。 に 1 す 2		1. 行っている。	1. 研修において利用して	1. 行っている。	1. 明記した規定があり、認			1. 位置づけられた規	
	または提供がされてい   2. 授乳等に必要な場所の設置まだ	たは提供 2. 行っていないが、今 関. をる. と		2. 行っていないが、今後、	いる。	2. 行っていないが、今後、	めている。			定がある。	
	る。(臨時のものも含む) がされている。(臨時のものも含む	r) 後、取り組む予定であ   定すハ   を議れ   。		行う予定である。	2. 研修において利用して	取り組む予定である。	2. 明記した規定はない			2. 位置づけられてい	
村	2. 保育に必要な場所の 3. 設置または提供する予定である	る。  る。   第るラ  監員ラ  3		3. 行っておらず、今後、行	いない又は現在は研修を	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	が、運用上認めている。			ない。	
	設置または提供がされて   4. なし	3. 行っておらず、今後、   規ス   直向ス		う予定もない。	行っていないが、今後行う	り組む予定もない。	3. 明記した規定がなく、運			3. その他(不明等)	
	いる。(臨時のものも含	3. 行っておらず、今後、   ○規ス   □向ス   ・   取り組む予定もない。   が定メ   てけメ   の			研修で利用予定である。		用上も認めていない。				
	む)	あへン   こ相ン   の	内容		3. 研修において利用して		4. 明記した規定がなく、過				
	3. 設置または提供する				いない又は現在は研修を		去に使用した事例も判断し				
	予定である。	理防 の窓に			行っておらす、今後行う研		たこともない。				
ドドタ	4. なし	規止し口関し			修で利用する予定もない。						
											避難所運営マニュアル
											■避難所運営本部を中心とした避難所運営
											(1)避難所運営本部の構成
											避難所運営本部は、本部長、副本部長、各活動
											班の班長、各居住グループのグループリーダー
											で構成します。
											また、女性の割合3割以上を目標とするととも
											に、本部長、副本部長のうち、少なくとも1人を
											女性とし、本部のメンバーに女性を入れて女性
30 361 湯浅町	4 4	3		3		3	4			1	の意見が十分反映されるよう考慮します。 ■避難所運営のための活動班を設置
											<ul><li>■ 対策が連出のための活動班を設置</li><li>一部の特定の人に重い負担がかからないように</li></ul>
											するため、各活動班を設置し、協力して避難所
											するため、古石動班を改直し、励力して避難が
											運営を行います。 ただし、避難所の規模や作業量によっては活動
											班を統合するなど、避難所に最適な状態を作り
											ます。
											また、女性の意見が反映されるよう、各活動班
											の構成メンバーには可能な限り女性も選出しま
											す。
30 362 広川町	4 4	3		3		3	4			2	
30 362 広川町 30 366 有田川町	4 4	3		3		3	4			2	
30 381 美浜町	4 4	3		3		3	4			2	
30 382 日高町	4 4	3		3		3	4			2	
30 383 田良町	4 4	3		2		3	4				
30 391 みなべ町	4 4	3		3		3 3	<u>4</u>			2	
30 392 日高川町	4 4	3		3		3	4			2	
30 401 白浜町	4 4	3		3		3	4			2	
								上富田町議会議員旧姓使用取扱要綱			
								第1条 この要綱は、上富田町議会議員(以下			
								「議員」という。)が婚姻・養子縁組その他の事			
30 404 上富田町	4 4			3		3	1	由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の日		2	
								を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の	2		
								氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用する	9		
								ことに関して必要な事項を定めるものとする。			
30 406 すさみ町	4 4	3		3		3	4			3	
30 421 那智勝浦町	4 4	2		2	2	2	4			2	
30 406 すさみ町 30 421 那智勝浦町 30 422 太地町	4 4	2		1	3	2	4			2	
										<b>1</b>	古座川町地域防災計画
20 404 + 55 115											1 100 HU = 0 100 AV
30 424 古座川町	4	5		3		3	4			'	ウ 避難所運営の実務は、住民生活部救護班
											が担当する。
30 427 北山村											
30 427 北山村 30 428 串本町	2 2	3		3		3	4			2	